

一 事業主側

會社側ニテハ既報ノ通り本月十日解雇者ニ對スル
手當金受領方通告セルモ六月八日下記ノ事情ニヨリ一
名モ受領セルモノナカリシニヨリ今日工場長及秘書
協議ノ上解雇手當ヲ各自ニ郵送スルノ準備中ナリ
所轄署長ニ於テモ會社側ノ爭議ニ對シ積極的解決方
法ヲ講セサル傾向アルニヨリ本月十日前十時矢野工
場長及長谷川專務前次秘書代理出頭ヲ招致シ

(1) 従業員ニ對シ豫告セル十三日解雇手當ヲ受領セシ
ル場合ノ措置

(2) 本爭議ノ解決策ニ就テ高考慮ノ余地ナキヤ又成行
ニ任スノ意志ナリヤ

等ニ付々會社側ノ態度ヲ實スルアリタルニ
前次秘書ヨリ

爭議發生ノ原因ヨリ工場閉鎖ニ至ルマテノ経路ヲ述
ヘ従業員側ノ挑戦ニ依リテムナク對峙スルニ至リタ
ルヲ以テセカ解決案ハ暴表セル措置以外ニハ考

慮シ居ラサル旨達々陳情スル処アリタリ

依テ今署長ヨリ本爭議ハ漸次悪化ノ傾向アルヲ以テ
解決ニ善処スル様警告ヲ與ヘタリ

斯クテ會社側ニテハ解雇手當交付方ニ付一應郵送セ
ルモ是レ従業員側ニ於テセテ拒否スル場合ヲ予想シ

今後ノ對策協議中

(1) 爭議指導部ニテハ會社側ノ超然的態度ニ憤概シ等